時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　貳錢五厘○一ヶ月　前金五拾錢○三ヶ月　前金壹圓四拾五錢○六ヶ月　前金貳圓八拾五錢○一ヶ年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一ヶ月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一ヶ月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一ヶ月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ヶ月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一ヶ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

	一日以上	七日以上
一行五號活字廿四字詰	一日限六日迄	
一行ニ付	十三錢	十一錢

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

臨時國會と銀問題

米國の下院が大多數を以てシャーマン法廢止案を可決し又自由鑄造案をも否決したりとの電報諸方に到達したる其中には或は聊か意味の判然せざる廉もなきに非ざれども兎に角に合衆國の下院にて金黨が全勝を占めたるの事實は復た疑ふ可らざるものゝ如し扨て上院は下院の此決議に對して如何なる處置に出るならんか若しも異議なく之に同意すれば則ち米國は是れまでの通り純然たる金貨國たるを得可く大統領クリーヴランドを始めとして金貨主義の人々は何れも其計畫苦辛の水泡に屬せざるを見て竊に得意を催はずみとならん之に反して若しも上院の多數が下院と反對の意見を抱き右の決議を否決するみどもあらんか即ちシャーマン法は廢止の災を免かれ米國政府は其財政の都合如何に拘はらず法文の命ずるまゝに毎月巨額の銀塊を購買せざる可らざるみとゝなる可し今日に於てさへ既に華盛頓の國庫には銀塊堆積して大藏省も殆んど是れが始末に苦しみつゝある其上に今後尚ほます〳〵銀を買入るゝとありては如何に强大なる米國政府と雖も到底其負擔に堪るみと能はざるは明なり若しもシャーマン法の如き愚策をば此上尚ほ繼續して强ひて之を實際に行はんとすれば其結果として通貨に對する人民の信用は日に益す減少し會社銀行は續々閉店破產の難に遭ひ商業社會に古來未曾有の大恐慌を惹起して國中擧て名狀す可らざる慘狀に陷る可しとは唯に金論者のみならず兩貨制論者の中にても少しく思慮ある者の皆共に言ふ所なれば恐らくは上院に於てもシャーマン法廢止の議に贊成する者は案外に多からんと我輩の竊に信ずる所なり又自由鑄造論も一旦下院の議事に登りて斷然否決されたるみとなれば最早如何なる手段を以てするも之を蘇生せしめて再び當期國會の間題と爲すの路はなかる可し或は其否決せられたるものは金一銀十六乃至二十なるべき云ふ劇しき立案なりしゆゑに人を驚かしたるみどもれども今後銀黨も少しく勘辨し一と二十四五の邊に引下げて更に新案を提出したらんには多數を制して双方調和するみどもある可しとの說あり自から一說なれども現に金一銀二十の議案を否決するに百餘名の大多數を以てしたる程の勢にして到底銀人の計略は都て齟齬して一時金人に壓倒せられたるみとなれば此處は如何なる調和策も先づ以て無益なるが如し然かのみならず我輩の每度述べたる如く今の大統領クリーヴランドは强硬なる金論者なれば假令右の調和策をして首尾能く成らしむるも其成りたる上にて一切ふれを否拒するは萬々疑ふ可らず旁々以て今回の臨時國會に自由鑄造案の通過して法律と爲る可き望は最早斷絶したりと云ふの外なし銀黨の失敗無限の遺憾なる可し然りと雖も此黨類は一敗忽ち斷念するが如き弱武者に非ず其勢力は隱然歐米の經濟社會に通じて其底流を支配するものなれば或は今後如何なる時機に乘じて如何なる邊に大變動を生ずるやも計る可らず我輩は單に今回の米國臨時國會のみならず尙ほ本年の通常會に就ても其政機の動靜に注意して金銀勢の報道に怠るみとなかる可し

雜報

○第四回內國勸業博覽會規則（昨日の續き）

私儀第四回內國勸業博覽會の諸規則を遵奉し左記目錄の物品出陳致度候間鑑査採定の上出品許可相成度此段出願候也

年　月　日

第二部出品願

第二部　第四回內國勸業博覽會規則

第何類

番號	物品	箇數	圖題	質	陳列容積	價格
何	何	何	何	何	何	賣價若くは非賣

右の通に候也

一番號とは全部類中自己の出品數箇あれば一より順を追ふて之を付する數を云ふ

一物名とは例へば繪畫彫刻等の類を云ふ

一圖題とは何花鳥何草木何物何人何像何々等の類を云ふ

一質とは例へは絹紙金石土木等の類を云ふ

一容積とは長何尺巾何尺厚何尺等の類を云ふ

出願人　何　某　印

（寄留人は寄留地共）

出願人氏名

道廳府縣何市區町村何番地

第四回內國勸業博覽會規則

第一條　本會用地內に賣店を設けんと欲するものは本會出品人に限り之を許可す

第二條　賣店を設けんと欲するものは販賣品の種類及所用の地坪家作設計等を取調圖面を添へ明治二十七年十二月三十一日限り地方廳を經て事務局へ願出べし

第三條　賣店の地所は無稅にて貸與すべし

第四條　賣店開設の出願多數なるときは事務局に於て其地坪を道廳府縣に照當て之を配付すべし

第五條　賣店の建築造作及一切の裝飾は事務局の認可を受くべし

第六條　賣品には定價札を貼付すべし之を貼付し難きときは店前見易き處に定價表を掲ぐべし

第七條　賣品は自己の出品物同種類のものに限る

第八條　煙草其他規程あるもの〻販賣は總て其成規に從ふべし

第九條　賣店開設人若くは雇人は嚴て物品の購買を倶ずすべし

第十條　賣店並に其通路並に周圍は常に清潔に掃除すべし

第十一條　賣店には晝夜相當の看守人を置き火の元其他嚴密に取締を爲すべし但看守人の外宿泊せしむべからず

第十二條　開店時間は每日午前六時より午後十時に閉すべし

第十三條　賣店一週間以上休店する時は其敷地を返還せしむるみとあるべし

第十四條　賣店は本會開場當日より閉場後十五日迄開店するみとを許す但し閉店後十五日以內に取拂ひ事務局の檢査を受けて敷地を返還すべし

第十五條　營業に關する諸般の成規又は本規則に背戻するときは賣店の開設を停止し若くは閉店せしむるみとあるべし

第十六條　賣店の賣上數並及び金高は種類每に調査し閉會後一週間以內に事務局に屆出べし

第十七條　賣店開設人の諸顧伺等は所轄管廳委員を經由して事務局に屆出すべし但し至急を要するものは此限にあらず

（完）

○教科用圖書の檢定許可

文部省に於て豫て檢定濟となりたる教科用圖書にして字句等の修正を要すべきもの數十種は此程來各當業者を召喚して夫々訂正を注意したるが右の內一昨日全く許可を與へられたる圖書は左の如し

尋常小學校修身科生徒用

尋常小學修身訓	全四冊	著述兼發行者	大和田建樹
日本修身訓	全四冊	編者 發行者	大橋新太郎
小學日本修身書	全八冊	著者 發行者	稔厚千纏 三浦源助
尋常小學校修身教師用			
小學修身訓	全四冊	著述兼發行者	大和田建樹
日本修身訓	全四冊	編者 發行者	日下部三之介 大橋新太郎
尋常小學修身教科書	全四冊	著者 發行者	岡村增太郎 大橋新太郎
明治修身書	卷一二三 第一二冊	著者 發行者	峰是三郎 小林義則 荻原朝之介 大橋新太郎
帝國修身軌範	全四冊	著者 發行者	大和田建樹
高等小學校修身科生徒用			
高等小學修身訓	全四冊	著者兼發行者	大和田建樹
日本女鑑	全二冊	編輯人 發行人	風當映胡 小林義則
高等小學修身教科書	全四冊	著者 發行者	岡村增太郎 大橋新太郎
日本修身訓	全四冊	編者 發行者	日下部三之助 大橋新太郎
帝國女子修身鑑	全四冊	校閱 編輯 發行者	羽美 西田敬止 大橋新太郎
高等小學校修身科教師用			
高等小學修身訓	全四冊	著述兼發行者	大和田建樹
明治修身書	卷一二三 全二冊 卷四 全二冊	著者 發行者	峰是三郎 小林義則
高等小學修身教科書	全四冊	著者 發行者	岡村增太郎 小林義則
帝國修身軌範	第一二冊 第三四冊	著者 發行者	藪原朝之助 大橋新太郎
尋常小學校圖畫科生徒用			
小學毛筆畫帖	全八冊	著者 發行者	乎工科研究會 辻太
尋常小學校地理科生徒用			
日本地理初步	二種 全二冊	著者 發行者	學海指針社 小林八郎
小學校用甲斐地誌	全二冊	編者 發行者	杉山正毅 內藤傳右衛門
地理入門	第一二冊 第三二冊	著者 發行者	三宅米吉 金港堂書籍會社
高等小學校地理得生徒用			
日本地理初步	甲種 全一冊	著者 發行者	學海指針社 小林八郎
小學日本地理全圖	全一冊	編者 發行者	敬吉學 大日本圖書會社
明治地誌	全四冊	著者 發行者	岡村增太郎 小林義則
新地誌	全五冊	著者 發行者	山田行光 上原才一郎
改正小學新地誌	全二冊	著者 發行者	釋井 副戸直吉
高等小學校算術科生徒用			
小學算記學	全一冊	著者 發行者	森鳴修太郎 金港堂
高等小學校農業科生徒用			
小學農書	第一 第二 全二冊	著者 發行者	吉田永二郎 穴山篤太郎
尋常師範學校農業科			
中等教育農學通論	全一冊	著者 發行者	大內鍵 大橋新太郎

○夕張炭山の瓦斯爆發後報

過日北海道夕張炭山に於て瓦斯爆發し之が爲めに死傷者ありし次第は兼て記せし所なるが今その實況を聞くに元來同炭山は北海道炭礦鐵道會社の所有にして同道右狩國夕張郡登川村に在り坑口は總べて四箇にして爆發せしは其中の一番坑と稱し坑の深さ數百丈別に中切坑と稱し居り目下採炭に從事しは去る十九日午前六時人員その他の都合より如く採炭して其坑夫等夫と交代の爲め何れも就業前安全燈を携へ狀もなく他の坑夫引續き十七名にして他は未だ時二十分頃非常なる時に坑口より瓦斯の氣進凡そ卅間計りを粉碎木、盤石の類をも吹き働き居たる人夫四名破りて即死し一名は即死し一名は時間計りにして死亡の坑夫は同樣に砂石の少しく坑口より外れし此の出來事に採炭夫れも現場に駈付け負を救助せんとせしも危險近づくを得ずして坑內に進みしに一進む能はず其儘引取り坑內に進む能はず其儘引還入り中切坑を入る屍を發見し午後より發見せり翌日も尙ほ なりしかば其儘にし二十一日の午前四時を發見せしも殘る一は全身何れも燒爛に后頸の邊を剝脫し面に赤紫色を呈し皮を吐出し兩手の皮は には打撲の痕を殘し れぬ計りなり併し不り石炭に燃へ移らざには其慘狀は勿論會右の如く坑內に在りの原因は容易に知る又前日に休坑したる折柄坑夫等はマし遂に不測の災害をへり

○支那便り

先て每日四五吋の割を被り居れり若しも尙市街は洪水に遭ふ可六時十五分發北支那ングプーの逃亡者を發したり宣教部は之と云へり張總督はス師二人（七月十二日る耶蘇教信心の支那威領事ジー ポックはとたるみとなれども